

京都市告示第 45 号

地方自治法第243条の2第1項及び京都市会計規則第43条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、京都市市営住宅に係る家賃収納事務の一部公金の収納事務を委託します。

令和7年4月1日

京都市長 松井孝治

1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地

社会福祉法人大トリック京都司教区カリタス会

京都市中京区河原町通り三条上る下丸屋町423番地

2 京都市公金収納受託者に収納（又は徴収）事務を委託した歳入の種類

東松ノ木市営住宅の家賃のうち、当該市営住宅の管理事務所及び社会福祉法人大トリック京都司教区カリタス会に持参、郵送等をされるものの収納事務

3 京都市公金収納受託者として指定した日

令和6年4月1日

4 京都市公金収納受託者へ収納（又は徴収）事務を委託した日

令和7年4月1日

(都市計画局住宅室住宅管理課)